

継続検査後に交付される車検証の住所表示の見直し（回答）

—行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせんに対する回答—

総務省行政評価局は、次の行政相談を受け、行政苦情救済推進会議（座長：堀田力）に諮り、その意見を踏まえて、平成22年3月30日、国土交通省に対しあっせんし、9月30日、同省から回答を受領しました。

（行政相談の要旨）

市町村合併が行われた後に自動車の継続検査を受けたが、検査申請書に新しい住所を記載したにもかかわらず、交付された車検証の住所は合併前の町名のままとなっていた。新しい住所で車検証が発行されるよう改善してほしい。

（あっせん要旨）

国土交通省は、自動車の所有者が継続検査時に新しい住所表示に改める機会を逸さないようにするため、次の措置を講ずる必要

- ① 普通自動車の所有者が、継続検査時に、市町村合併に伴う車検証の住所表示の変更を希望する場合には、それらが簡便な手続で同時にできるよう運輸支局等における取扱いを徹底すること。
- ② こうした手続を自動車の所有者及び検査手続に関与する事業者等に周知するとともに、自動車の所有者がこの手続を利用できるように当該事業者等の団体に周知に関する協力を要請すること。
- ③ 軽自動車に関しても、①②に準じた取組が行われるよう軽自動車検査協会を指導すること。

（回答要旨）

自動車の継続検査後に交付される車検証の住所表示の見直しについて、次の措置を講じた。

- 1 地方運輸局等に対し、市町村合併に伴う車検証の住所変更について、i) 変更手続^(※1)の周知を図ること、ii) 申請者の求めに応じ、速やかに対応することを指示
- 2 関係団体^(※2)等に対し、市町村合併に伴う車検証の住所変更手続について、関係事業者等への周知を要請
また、国土交通省のホームページに変更手続を掲載し周知
- 3 軽自動車検査協会に対し、地方運輸局等への指示内容を伝達し、同協会においても同様の措置が図られるよう通知

※1 窓口で用意した専用シートや依頼書に記入して申し出ることにより、新住所の車検証を交付（手続は無料）

※2 (社)日本自動車整備振興会連合会、(社)日本自動車販売協会連合会、(社)日本中古自動車販売協会連合会等

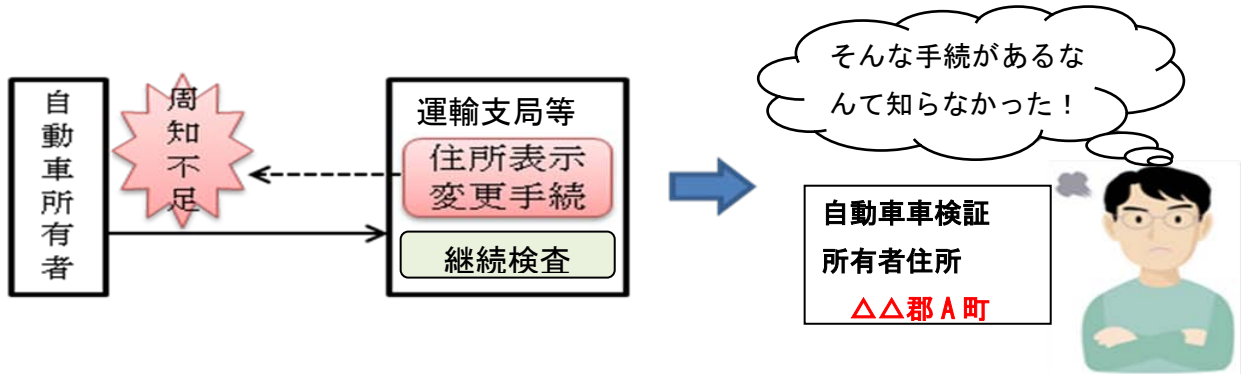


担当部局：総務省行政評価局行政相談課
連絡先：行政相談業務室長 羽室 雅文
電話：03-5253-5425（直通）
FAX：03-5253-5426
E-mail：<https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>

継続検査後に交付される車検証の住所表示の見直し

あっせん前

- 各運輸支局では、平成 18 年度以降、継続検査と住所表示変更手続きの窓口を一元化するなどの簡便な住所表示変更手続きを導入
- しかし、こうした手続きについての周知は運輸支局により区々。さらに、末端ユーザーの自動車所有者への利用の勧奨などは行われていない。



あっせん

措置状況

- 1 地方運輸局等に対し、市町村合併に伴う車検証の住所変更について、i) 変更手続きの周知を図ること、ii) 申請者の求めに応じ、速やかに対応することを指示
- 2 関係団体等に対し、市町村合併に伴う車検証の住所変更手続きについて、関係事業者等への周知を要請 → 関係団体等から傘下の会員に対し周知を実施
また、国土交通省のホームページに変更手続きを掲載し周知
- 3 軽自動車検査協会に対し、地方運輸局等への指示内容を伝達し、同協会においても同様の措置が図られるよう通知 → 同協会から全国の事務所・支所に対し通知

住所表示の変更も簡易な手続で同時にできます

